

随意契約締結状況

令和3年4月

| | 物品等又は役務の名称及び数量 | 随意契約担当課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額 (税込み/単位：円) | 随意契約によることとした理由 | その他必要な事項(備考) |
|---|----------------|---------------------------------|------------|--|---------------------------|--|--------------|
| 1 | 業務委託契約 | 松江赤十字病院 事務部 人事課 松江市母衣町200 | 令和3年4月1日 | (株)ニチイ学館 松江市御手船場町553-6松 江駅前エストビス2F | 177,408,000 | 専門的な知識により円滑な事務処理の実績があるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。 | |
| 2 | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | |

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみではなく、具体的な理由を簡潔に記載する。